

京都市教育委員会告示第12号

次に掲げる文化財は、所在地が本市の区域外へ変更されたため、京都市文化財保護条例第7条第1項の規定により、京都市指定有形文化財の指定を解除したので、同条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

平成27年3月31日

京都市教育委員会

美術工芸品

区分	名 称	数	指定告示
絵画	紙本金地著色東山遊楽図 6曲屏風	1双	平成15年4月1日京都市教育委員会告示第1号

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)